資料５　Ⅱ　評価方法について（補足）

資料５－２

・次世代育成行動計画は、主に〔資料６－１　北九州市次世代育成行動計画　１５の施策の評価結果〕を用いて評価をします。
・活動の評価は、〔資料６－２　次世代育成行動計画　主な取り組みの評価一覧〕での、取り組み毎の評価結果をもとに評価し、成果の評価は、取り組み毎の成果指標をもとに評価します。
・活動の評価と成果の評価を組み合わせ、〔資料５－１　Ⅱ（３）総合評価〕の表により、各施策の総合評価を行っています。

〔資料５－１　Ⅱ（３）総合評価〕

評価区分		成果の評価 1	2	3	4
活動の評価 1	95%～	A	B	C	D
2	70～95%	B	B	C	D
3	40～70%	C	C	C	D
4	～40%	D	D	D	D

④ この場合、活動の評価が「1」、成果の評価が「2」。表と照らし合わせると、総合評価は「B」となります。

〔資料６－１　北九州市次世代育成行動計画　１５の施策の評価結果（抜粋）〕

目標	施策	柱	活動の状況 大変順調	順調①	順調②	やや遅れ	遅れ	活動の評価
1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	(1) 母子保健の充実	① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり	0	10	0	0	0	1
		② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援	2	6	0	0	0	
		③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実	1	5	0	0	0	24／24事業
		計	3	21	0	0	0	100.0%

成果指標 指標		R3年度参考	基準値	R4年度実績	基準値比	成果の評価	
妊娠11週までの妊娠届出者の割合	増加	93.4%	91.7%	94.0%	2.3 pnt	2	2
妊婦健診受診率	増加	99.2%	96.8%	98.4%	1.6 pnt	2	
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問の割合	増加	94.3%	95.1%	94.4%	▲ 0.7 pnt	3	
子どもの健診受診率							
4か月	増加	98.3%	97.6%	98.2%	0.[illegible]nt	2	
1歳6か月	増加	96.5%	95.9%	96.2%	[illegible]nt	2	
3歳児	増加	93.9%	94.5%	94.2%	▲[illegible]nt	3	
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率	維持	100.0%	100.0%	100.0%		1	

施策の総合評価
B

[指標の説明]
※妊娠11週までの妊娠届出者の割合、妊婦健診受診率、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問の割合、子どもの健診受診率とも、90%超の高水準を維持している。

[評価]
➢安心して子どもを生み育てられるよう、若年の妊婦や産後うつなど養育支援が必要な家庭に早期に関わる支援や妊産婦と乳幼児の健康管理など、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援に取り組んだ。

[今後の方向性]
➢今後も、母子の健康保持・増進を図るとともに子育ての孤立化を防ぐため、関係機関と連携して地域での見守り体制を充実するなど、安心して子どもを生み育てられるまちをつくっていく。

②
・各取り組みの評価（資料6－2参照）の、施策毎の事業で、「大変順調」「順調①」の合計数の割合で判断します。
・この場合、施策（1）の全事業（24事業）において、全て「大変順調」「順調①」で活動評価は95%以上のため、評価は「1」となります。

③
・取り組み毎に設定した成果指標について、実績と基準値を比較し、評価を行います。
・この場合、実績が 2.3 ポイント上昇しているため、評価は「2」となります。

・また、施策毎の全体の評価は、各成果指標の平均値です。この場合は、平均値や約2．1となり、全体の評価は「2」となります。

①
・取り組み毎に設定した、目標の達成率により、各事業の評価を行います。
・この場合、達成率が90%以上なので、評価は、「順調①」となります。

〔資料５－１　Ⅱ（１）活動の評価〕

評価区分		評価基準
1	大変順調	単年度目標の達成率が 120%以上である事業
2	順調①	単年度目標の達成率が 90～120%未満である事業
3	順調②	単年度目標の達成率が 60～90%未満である事業
4	やや遅れ	単年度目標の達成率が 40～60%未満である事業
5	遅れ	単年度目標の達成率が 40%未満である事業

〔資料６－２　次世代育成行動計画　主な取り組みの評価一覧〕

施策番号	柱	取り組みNo.	取り組み名	事業概要	R4年度の取組み計画	活動指標 R元年度	R4年度	評価	評価の理由（分析）	※太字が評価を記載した課
1	1	1	母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供する。	①母子健康手帳の交付	妊娠11週以下での妊娠届出率 92.3%	94.0%	**順調①**	・母子健康手帳の希望者への交付率は100%である。 ・母子健康手帳交付時に妊婦全員に対して行うアンケートを活用した専門職による効果的な面接や、必要な支援等を行った。	**子ども家庭局・子育て支援課**

〔資料５－１　Ⅱ（２）成果の評価〕

評価区分	評価基準 目標が「増加」「減少」の場合	目標が数値の場合
1	実績値が基準値に比べ 10 ポイント以上上昇したもの	各年度の目標値に対する達成率が 100%以上のもの
2	実績値が基準値に比べ 10 ポイント未満上昇（基準値同水準含む）したもの	各年度の目標値に対する達成率が 90%以上 100%未満のもの
3	実績値が基準値に比べ 10 ポイント未満下降したもの	各年度の目標値に対する達成率が 70%以上 90%未満のもの
4	実績値が基準値に比べ 10 ポイント以上下降したもの	各年度の目標値に対する達成率が 70%未満のもの

※基準値は原則、平成 29～令和元年度の３ヵ年平均値。